

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） 1
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） 1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～7（略）

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条（略）

2・3（略）

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。

2・3 (略)

4 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

5 物流審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

8 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

9 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

10 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官及び技術参事官）

第二十一条 大臣官房に、参事官十五人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

(総合政策局に置く課等)

第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十四課及び参事官一人を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

国際物流課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

三・四 (略)

(安心生活政策課の所掌事務)

第三十九条 安心生活政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護

二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く)。

(環境政策課の所掌事務)

第四十条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する基本的な政策の企画及び

立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

二 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第七条に規定する資格に關すること。

三 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る環境の保全に關する政策に關する事務で他の所掌に属しないものに關すること。

五 資源の有効な利用の促進に關する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに關すること。

(海洋政策課の所掌事務)

第四十一条 海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及び利用に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に關すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

三 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に關する法律の施行に關すること。

(官民連携政策課の所掌事務)

第四十二条 官民連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

二 官民の連携による社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に關すること。

(参事官の職務)

第五十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ中長期的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房及び官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。

第五十四条から第五十八条まで 削除

（都市安全課の所掌事務）

第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

- 二 都市局の所掌事務に関する第三十九条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三〇八 （略）

（参事官）

第二百二十三条 観光庁に、参事官二人を置く。

2 （略）